

9月の 事務ごよみ

経 理 税 務

●期央での収支計画の見直し

3月決算の会社では、9月までの上期の実績を踏まえて、年度収支計画とその進捗状況を検討します。新型コロナウイルスの影響から、売上・利益とも計画どおりとなっていないケースも多いと見られるため、計画そのものを見直す必要があるかもしれません。

経理部門では、月次決算の実績・関連資料、景気見通しや業界動向などの各種データを揃え、現実的な落としどころを探りたいところです。

また、売上が落ち込んでいても、極力、利益を確保するための対策を優先しましょう。利益確保のためには、採算分析が欠かせません。製商品・得意先ごとの売上や利益への貢献度を検討しましょう。

全社的な経費では、事務機器賃借料、事務用品費、諸会費、慶弔費など1つひとつを点検し、冗費圧縮に向けて取り組むことが大切です。

74ページでは、年度下期に向けて経営計画を見直す際の勘どころを紹介しています。

●資金繰り計画の策定

下期の製造・販売計画に基づいて、年末、年度末までの資金繰り計画を策定します。特に年末は、歳末セールや賞与の支給などもあるため、資金手当てには注意しなければなりません。

上半期、新型コロナウイルスの影響で業績が落ち込んでいる場合は、キャッシュフローを改善させるための方策に注力しましょう。

借入が必要になる場合は、金融機関に対し、早めに金額と時期を伝えましょう。「資金繰り表」「返済計画表」「業況説明書類」は、借入申込みにして欠かせない資料です。

社内的には、収支計画などと対比させながら、何に資金を優先的に充当するかをチェックします。あわせて取引先の信用管理を徹底し、売掛金の完全回収に努めましょう。

●レクリエーション費などの経理処理

毎年、秋にレクリエーションを予定している企業も、新型コロナウイルス感染症の影響から、実施を見送ったり、規模を縮小して実施する企業が多いかもしれません。それでもレクリエーションを実施する場合は、万全な感染症対策が求められます。

会社が支出した社員のレクリエーション費用は、原則として「福利厚生

費」として処理します。ただし、金額や用途によっては、税務調査などで問題になる可能性もないとはいえません。実施内容やスケジュールに関する資料は確実に保存しておきましょう。

また、夏から秋にかけては、地域の祭りや各種イベントが催されます。こうした行事などに対して支出した協賛金などの扱いにも注意を要します。

●被災時の優遇税制の確認

9月1日は「防災の日」です。地震や火災、風水害など、非常時に対する備えを再確認しておきましょう。

会社や工場が被災して損害を被った際は、納税の猶予など、税制上の優遇措置が活用できます。

災害により申告・納付等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます。手続きは、期限が経過した後でも行なえますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署に相談してください。

また、個人の住宅や家財などが被災した場合には、その被害額は雑損控除の対象として一定額の所得控除を受けられます。被害額が資産の50%以上のときは災害減免法の対象ともなり、有

利なほうを選択適用できることを、社員にアドバイスしておきましょう。28ページには、自然災害で被災した際に利用できる優遇税制をまとめていますので、参考にしてください。

● 中間決算棚卸の実施

帳簿に記載された在庫と実際の在庫数量は本来一致しているべきなのですが、盗難、紛失、記帳ミスなどの理由から差異が生じることがあります。

そこで、定期的に实地棚卸を行なう必要があります。一般的には決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算に際して棚卸を行なう場合は、9月中に実施することになります。

作業範囲、数え方、棚卸表への記入方法を担当者にももって指示し、その理解度を確認しておくなど事前準備を万全にして効率よく進めましょう。

● 税務調査への対応

秋は新事務年度の方針に基づいて、税務調査が本格化する時期です。

常日頃から正しい処理をしていれば、過度に恐れることはありません。税務調査の打診があったときは、きちんと説明できるように準備しましょう。

● 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

現在、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律

の臨時特例に関する法律等により実施されている税制上の措置として、以下のようなものがあります。

- ・令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

詳しい要件等については、国税庁のHPで確認してください。



● 来春新卒予定者の採用活動

来春高校卒業予定者については、9月5日以降、学校推薦の応募受付が始まります。9月16日からは、面接等による採用選考も可能になりますので、推薦文書や応募書類をもとに候補者の選考を進めましょう。重点校に絞って

採用活動を行なうのも有効です。

大学・短大等卒業予定者の採用活動も大詰めを迎えます。内定後に辞退者が出ないよう、入社時期まで定期的なフォローを続けることも大切です。

● 新標準報酬月額額の確認と通知

毎年「9月分」の給与から、定時決定によって決まった新しい標準報酬月額に基づく社会保険料の個人負担分を給与から控除することになります。

標準報酬月額決定通知書が届く時期です。社員それぞれに新しい標準報酬月額を通知するとともに、被保険者台帳や賃金台帳を更新し、変更に備えます。

● 労働衛生面のチェック

9月は、10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備期間です。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に毎年実施されています。

労働衛生面の管理不備から労災事故につながるケースは少なくありません。また、テレワークで働く社員に対しても、労働衛生安全法に従って、適切な健康管理対策が必要です。

あらためて、職場の作業環境や健康

9月の 事務ごよみ

管理の見直しを図りましょう。

特にコンピュータ作業における労働環境の改善、テレワーク時の労働時間を適切に把握することは重要です。

また、従業員50名以上の事業場では、1年に1回ストレスチェックを実施する必要があります。

該当する事業場では準備を進め、実施後には適切なフォローを行なうようにしましょう。

●秋の健康診断の実施

秋は健康診断のシーズンです。

ことしも新型コロナウイルス感染症の影響から、次のような対応を行なっている検診機関が多くありますので、注意が必要です。

- ・人数制限
- ・時間制限
- ・マスクの着用
- ・検温の実施

健診の実施にあたっては、早めに健診機関と日程等を調整のうえ、社員に日時・場所を周知徹底しましょう。

●社員の健康増進の推進

厚生労働省は、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民1人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月1日から30日までの1か月間を「健康

増進普及月間」と定めています。

社員に生活習慣病や健康に関する情報を提供するなど、それぞれのセルフケア意識を高めましょう。

●障害者雇用の促進

9月は「障害者雇用支援月間」として、障害者の職業的自立を支援するための様々な啓発活動が展開されます。

法定雇用率をこれから満たす必要がある企業は、自治体主催の面接会や障害者就職支援セミナーなど、この時期に実施される支援策の活用を考えるとよいでしょう。

●社員の異動状況の把握

秋は、春の年度替わりに次いで異動の多い時期です。転勤や結婚などにより社員本人・家族の異動があった場合には、社会保険関係の法定事務のほか、住宅手当や家族手当の変更といった社内事務も発生します。社員から速やかに異動届の提出を受けるなど、手続きにモレがないようにしましょう。



●年度後半の業務計画の確認

年度収支計画の見直しを行なうとともに、年度後半の業務計画を再確認し

ておきましょう。

年末の繁忙期に向けてこれから業務が立て込んできますから、1つひとつの仕事（業務）を確実にこなしていくことが重要です。

●防火・防災訓練の実施

9月1日「防災の日」の前後にあたる8月30日～9月5日は「防災週間」と位置づけられ、各地で災害についての認識を深めるための防災フェアや、防災訓練など様々な運動を行なっています。

また、年に4回、季節の変わり目である3月1日、6月1日、9月1日、12月1日は防災用品点検の日とされています。非常持ち出し品類など古くなっていないか、必要なものが揃っているかなど確認するとよいでしょう。

特に、新型コロナウイルス感染症との関連から、自然災害と感染症との複合災害も考えられるため、マスクや消毒液、体温計などのほか、フェイスマスク、手袋、ビニールシート、ビニールエプロンなども用意しておくといでしょう。

●安全運転の徹底

9月21日から30日まで、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

業務中やマイカー通勤時に社員が交通事故を起こすと、業務への支障はも



民族の音楽 ベリーダンス

エジプトで生まれ、世界的な人気を得たベリーダンス（腹を使ったダンス）。ショーとしてホテルやホー

ルでも踊られるが、トルコから欧州、日本にも広がり、エクササイズとして国際ベリーフェスティバルも開かれている。タブラ（太鼓）の音に合わせ、踊り子はフィンガーシンバルを鳴らす。（切絵・文＝前田尋）

もちろん、会社には使用者責任や賠償問題が発生する可能性があります。

車両の点検・整備を確実にこなうとともに、加入保険等の状況を確認しましょう。自転車についても、令和3年4月時点で、22都府県で自転車保険への加入が義務化されています。

社内で安全運転教育を行なう場合には、所轄の警察署の交通課に相談すれば、講師の派遣や、教材などの貸出しを受けることができます。

あらためて交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、安全運転を徹底しましょう。

●衣替えの準備

多くの地域で、10月から冬服への衣替えが行なわれます。9月中に必要な数量をチェックし、不足分の補充などを済ませておきましょう。

●郵便料金改定等への対応

10月1日から、ゆうメール等の土曜配達休止になる一方、速達料金が1割程度値下げされます。社内掲示を改め、関係部署に周知しましょう。

来月の計画を立てるために

▽労働者死傷病（軽度）報告（7月～9月分）の提出時期です

▽全国労働衛生週間が始まります（10月1日～7日）